

# 生徒指導等に関するガイドライン

鳥 取 県 教 育 委 員 会

令和5年4月改訂



## 生徒指導等に関するガイドライン 改訂版

### はじめに

生徒指導については、高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）第1章総則第5款1（2）において、「生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。」とされているとおり、生徒指導が単なる生徒の問題行動等への対応だけにとどまるものでないことは明らかです。

しかしながら一方で、生徒の問題行動等が後を絶たず、各学校ではその対応に尽力し、多くの時間を費やしていることも事実です。このような中、文部科学省からは生徒への懲戒の適切な運用と体罰の禁止を徹底するよう、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（平成19年2月5日付18文科初第1019号文部科学省初等中等教育局長通知）、「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用について」（平成20年3月10日付19初児生第37号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）、「生徒指導提要」（平成22年9月7日配布）、など、繰り返し通知され、加えていじめの防止のため、「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について」（平成29年3月16日付28文科初第1648号文部科学省初等中等教育局長、生涯学習政策局長、高等教育局長通知）、「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について」（平成30年3月26日付29初児生第42号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）などが通知されています。

鳥取県教育委員会では、平成16年5月に「生徒指導に関するガイドライン」を策定し、各学校においては、生徒の問題行動等に対する懲戒処分や教育的指導の手続について定めるとともに、平成28年3月、令和2年3月及び令和3年3月にこの内容を改訂し、生徒の人権や個人情報の保護に、より一層配慮しながら指導を行ってまいりました。

このたび文部科学省において、「生徒指導提要」の改訂が12年ぶりに行われました。特に、今般の改訂では、課題予防・早期対応といった課題対応の側面のみならず、生徒の発達を支えるような生徒指導の側面に着目し、その指導の在り方や考え方について説明が加えられました。

この改訂を踏まえ、生徒指導において教職員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進め、生徒一人一人の可能性を最大限伸ばしていくことができるよう、「生徒指導等に関するガイドライン」を、一部改訂することとしました。

各学校においては、このたびの一部改訂の趣旨を十分に理解し、生徒指導の根本が『生徒理解』にあることを全教職員が再認識したうえで、校則の見直しを図ったり、校則を含めた学校の生徒指導の方針の周知を図ったりする等、生徒の問題行動等に対して、より一層適切な対応をお願いします。

令和5年4月  
鳥取県教育委員会

＜生徒指導等に関するガイドライン 改訂版 目次＞

I	問題行動等に対する生徒指導についての基本的な考え方	3
II	問題行動等に対する生徒指導についての指針	3
1	懲戒に関する規定	3
2	懲戒の種類	4
	（1）懲戒処分	
	（2）教育的指導	
3	問題行動等に対する各学校の規程の整備	5
	（1）懲戒処分や教育的指導に該当する要件	
	（2）懲戒処分や教育的指導の手續及び措置	
4	生徒・保護者等への説明の徹底	6
5	事実確認の徹底と弁明の機会の保障	6
6	懲戒処分や教育的指導の実施に関する留意事項	7
7	指導期間中及び解除後の指導の徹底	8
8	その他	9
III	問題行動等に対する生徒指導の懲戒処分や教育的指導の手續	10
IV	その他の生徒指導に関する主な問題等について	11
1	いじめ問題について	11
2	児童虐待の防止等について	12
3	生徒の自死予防について	12
4	体罰問題への対応について	12
5	交通安全（自転車関係）への対応について	13
6	不登校生徒への対応について	13
7	インターネット・携帯電話に関わる問題への対応について	13
8	性に関する課題への対応について	13
9	関連する通知等について	14
	懲戒処分書（様式例）	18
	生徒の懲戒処分報告書（様式例）	19

## I 問題行動等に対する生徒指導についての基本的な考え方

生徒指導が、生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的として行われる教育活動であることに鑑み、全ての生徒にとって個々の可能性の伸長と学校生活が有意義なものとなるよう適切な生徒指導を行うものとする。

- 1 学校の教育活動全体を通して、人としての生き方の指導はもとより、集団生活をする上での基本的な生活習慣の確立を図るとともに、社会のルールへの遵守やマナーの向上等、規範意識や倫理観、公共心の醸成に努める。  
また、学校の教育方針・指導指針等について、生徒や保護者等に十分に説明し、理解と協力を得る。
- 2 教育相談担当教職員等を中心として、校内における教育相談体制の充実を図り、保護者等及び関係機関等との連携を密にすることで、生徒の理解に努めるとともに、生徒指導部等を中心として、校内における指導体制の充実を図ることで、生徒の問題行動等の予防に努める。また、生徒指導体制づくりにおいては、各学年や各分掌、各種委員会等がそれぞれ組織として実効的に機能する体制をつくるとともに、学年や校務分掌を横断するチームを編成し、生徒指導の取組を推進すること。
- 3 生徒の問題行動等の発生に際しては、事実確認の徹底を図るとともに、該当の生徒及び保護者等に対し十分な弁明の機会を保障し、生徒の人権や個人情報の保護に配慮しながら、公正、的確、また毅然とした対応を行う。
- 4 生徒の問題行動等の兆候を見逃すことなく、全教職員の共通理解のもと、早期に適切な対応を行うことで、再発及び問題行動等の拡大防止に努める。そのためには、日々の教職員の生徒への声かけ、対話等及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけや、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした教育を行うなど、生徒の問題行動等がどうすれば起きないようにするのかという点に注力することが大切である。
- 5 指導に当たっては、生徒の問題行動等の軽重にかかわらず、いかなる場合も教育的視点から生徒の立直りを期して指導を行うとともに、指導後も該当生徒への対応に十分配慮する。

## II 問題行動等に対する生徒指導についての指針

### 1 懲戒に関する規定

懲戒について、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 11 条の規定では、「校

長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。」とされ、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 26 条第 2 項の規定では「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。」、同条第 3 項の規定では「前項の退学は、（中略）次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。」とされている。

＜退学の要件＞

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

## 2 懲戒の種類

生徒への懲戒は、「懲戒処分」と「教育的指導」とに大きく分けられる。

### (1) 懲戒処分

学校教育法施行規則第 26 条第 2 項に記載がある処分として、退学、停学及び訓告がある。これらを「懲戒処分」とする。そのなかで退学と停学は、生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらす懲戒であり、生徒指導提要（令和 4 年 12 月文部科学省作成。以下「提要」という。）における「法的効果を伴う懲戒」にあたる。

懲戒処分は、制裁としての性質をもつが、学校における教育目的を達成するために行われるものであり、教育的効果を持つものとなるよう配慮しなければならない。

### (2) 教育的指導

学校教育法施行規則第 26 条第 2 項に該当するものではないが、生徒の内省を促す事実上の懲戒として、自主退学、謹慎（自宅謹慎、学校内謹慎）、校長による説諭等がある。これらを「教育的指導」とする。

教育的指導のなかで、自主退学、謹慎等は、法的効果を伴わないが、教育を受ける地位や権利に変動をもたらすものであり、保護者の理解や協力を得ることが必要である。

#### ＜学校における懲戒等＞

懲戒処分	根拠法令 学校教育法第 11 条に該当		教育的指導
	学校教育法施行規則 第 26 条第 2 項に該当	学校教育法施行規則 第 26 条第 2 項に非該当	
	<b>退学</b>	<b>自主退学</b>	
	停学（生徒指導要録に記載する） 訓告（生徒指導要録に記載する）	自宅謹慎・学校内謹慎  説諭	

### 3 問題行動等に対する各学校の規程の整備

学校は、あらかじめ、自校の教育方針や生徒の実態に応じて、生徒の問題行動等に対する懲戒処分や教育的指導に関する規程（以下「規程」という。）を具体的に定め、生徒や保護者に周知し、理解と協力を得るよう努める。

なお、法令の改正等に即し、必要に応じて見直しを行い、慎重かつ適切な運用がなされるよう十分に配慮する。その際、以下の事項に留意する。

#### (1) 懲戒処分や教育的指導に該当する要件

各学校の教育方針に照らし、生徒の問題行動等について懲戒処分や教育的指導に該当する要件を明確にする。

#### <懲戒処分の要件（例）>

退学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校則違反、不良行為、犯罪行為等の問題行動及びその結果が極めて重大かつ深刻である場合又は停学等を複数回繰り返す場合で、教育的視点から生徒の立直りを期して指導を行っても改善の見込みがないと認められる場合</li> <li>・学力劣等で教育的視点から指導を行っても成業の見込みがないと認められる場合</li> <li>・教育的視点から生徒の立直りを期して指導を行っても正当の理由がなくて出席常でない場合</li> </ul>
停学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校則違反、不良行為等の問題行動を繰り返す場合</li> <li>・校則違反、不良行為等の問題行動及びその結果の重大性が認められる場合</li> <li>・校則違反、不良行為等の問題行動の重大性が認められ、自宅謹慎又は学校内謹慎では、教育的効果を期待できない場合</li> </ul>
訓告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校則違反等の問題行動が認められ、説諭では教育的効果を期待できない場合</li> </ul>

#### <教育的指導の要件（例）>

自主退学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校則違反、不良行為、犯罪行為等の問題行動及びその結果が極めて重大かつ深刻である場合又は停学等を複数回繰り返す場合で、教育的視点から生徒の立直りを期して指導を行っても改善の見込みがないと認められる場合であって、生徒及び保護者等からの自主的な退学の申出があり、学校がこれを認める場合</li> <li>・学力劣等で教育的視点から指導を行っても成業の見込みがないと認められる場合であって、生徒及び保護者等からの自主的な退学の申出がある場合</li> <li>・教育的視点から生徒の立直りを期して指導を行っても正当の理由がなくて出席常でない場合であって、生徒及び保護者等からの自主的な退学の申出がある場合</li> </ul>	
謹 慎	自宅 謹慎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校則違反、不良行為等の問題行動の重大性が認められ、該当の生徒及び保護者等の理解を得た上で生徒の自発的な反省を促すことを目的として行う場合</li> </ul>
	学校内 謹慎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校則違反、不良行為等の問題行動の重大性が認められ、該当の生徒及び保護者等の理解を得た上で生徒の自発的な反省を促すことを目的として行う場合であって、自宅謹慎では教育的効果を期待できない場合</li> </ul>
説諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校則違反等の問題行動が認められ、生徒の自発的な反省を促すことを目的として行う場合</li> </ul>	

## (2) 懲戒処分や教育的指導の手續及び措置

生徒の問題行動等に対する懲戒処分や教育的指導に関する手續の手續、具体的な措置及び指導方法について定め、公正・公平な措置が行われるよう留意する。

なお、教育的指導において、自主的に退学するよう勧告する場合は、勧告は法的効果を伴わないことに留意する。

## 4 生徒・保護者等への説明の徹底

情報公開や説明責任等の観点から、日頃から機会をとらえて、生徒や保護者等に対して、以下の事項を徹底する。

(1) 学校の教育理念や教育方針等について説明するとともに、保護者等に対して学校生活における生徒の状況等について情報提供し、理解を得る。

(2) 学校があらかじめ定めた規程等を周知し、理解を得る。

(3) 規程等については、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくこと。

(4) 県教育委員会事務局高等学校課内に、生徒指導における懲戒等に関する相談窓口が設置されていることを周知する。(8 その他 参照)

## 5 事実確認の徹底と弁明の機会の保障

生徒の問題行動等が発生した場合には、その人権や個人情報の保護に配慮するなど、以下の事項に留意して対応する。

(1) 該当の生徒に速やかに事実確認を行うとともに、関係する生徒や保護者等、また、必要に応じて関係機関等からも状況確認を行うなど、多面的かつ十分な事実確認を行う。また、事実確認を行った際は、速やかにその旨を保護者に連絡する。

(2) 事実確認を行う場合には、該当の生徒に経過を紙に記載させるなどの方法を用いるとともに、複数の教職員が教育的観点に立って行う。その際、威圧的な態度とならないよう配慮する。

(3) 該当の生徒等に対し弁明の機会を保障した上で、事実を明確にすることにより、一方的な事実確認に基づく懲戒処分や教育的指導に至ることがないように留意する。

## 6 懲戒処分や教育的指導の実施に関する留意事項

生徒に対し懲戒処分又は教育的指導の措置をとる場合は、問題行動等の背景など生徒個々の事情にも十分に留意し、当該措置が単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようにするなど、教育的効果を持つものとなるよう以下の事項に留意する。

- (1) 問題行動等を起こした生徒への指導方法等を決定するまでの期間において、該当の生徒に対して適切な対応を行うとともに、個人情報の保護に十分留意し、該当の生徒が憶測や噂等により人権を侵害されることがないようにする。
- (2) 問題行動等を起こした生徒への指導方法等を検討する際、必要に応じて、保護者等の理解を得て該当の生徒をでき得る限り短期間の日数に限り自宅に留めておく措置を行うことができる。
- (3) 生徒の問題行動等の事実関係及び該当の生徒等の意見等をもとに、指導方法等について十分に検討・協議する。その際、必要に応じて教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関等の意見も参考にする。
- (4) 職員会議や生徒指導委員会等での協議をもとに、最終的に、校長が教育的観点から生徒の立直りを期した最良の指導方法等を決定する。
- (5) 教育的指導は、生徒本人を中心に保護者等の理解と協力のもとに実施する必要がある。  
例えば、解除基準が明らかでない無期限の自宅謹慎が、該当の生徒及び保護者等に事前の十分な説明がないままになされるケース、生徒の反省状況が十分ではないという理由でむやみに謹慎期間を延長するケース等、社会通念上妥当性を欠くものであってはならない。
- (6) 教育的指導（自主退学を除く。）は、例えば、自宅謹慎の場合、生徒が立直り、ひいては生徒の進級や卒業につながるものであることが必要であり、その実施が原級留置や中途退学の直接的な原因となることがないように留意する。
- (7) 教育的指導の自宅謹慎は、該当の生徒及び保護者等の理解を得た上で、生徒の自発的な反省を促すことを目的として行う場合のみ行うことができる。
- (8) 懲戒処分や教育的指導が複数の生徒に及ぶ場合には、個々の状況に合った措置を行うとともに、不公平感が生じることがないように留意する。
- (9) 懲戒処分の退学又は教育的指導の自主退学については、該当の生徒及び保護者等の考えや意向を正確に把握し、該当の生徒の状況に応じ教育的視点から生

徒の立直りを期して指導を行っても学校における指導では改善が見込められない場合に限り行うこととし、処分を決定する前に県教育委員会に相談するとともに、学校問題に関する法律相談窓口を活用するなどの対応を行った上で、慎重に決定する。

- (10) 懲戒処分や教育的指導の内容の告知については、校長が該当の生徒及び保護者等に対して行う。その際、規程に基づく懲戒処分や教育的指導の内容及びその理由等を十分に説明し、反省を促す。
- (11) 懲戒処分の退学又は教育的指導の自主退学に当たっては、生徒のその後の進路等について相談に乗るとともに、必要に応じて、関係機関等を紹介するなどして適切な指導を行う。なお、「鳥取県公立高等学校学び直し支援金」及び「高等学校中退時等進路未決定者の情報共有及び自立支援事業実施要綱」を確実に紹介すること。
- (12) 懲戒処分の訓告・停学・退学を行う場合は、告知とともに文書でも通知（様式は17ページ参照）することとし、その後、校長は速やかに別添様式（18ページ参照）により県教育委員会に報告すること。
- (13) 懲戒処分の停学の解除及び教育的指導の解除（自主退学を除く。）については、その指導内容、生徒の生活状況、反省の様子、保護者等の考え等を踏まえ、職員会議や生徒指導委員会等で十分に協議し、校長が決定する。  
また、解除の告知は、校長が該当の生徒及び保護者等に対して行うものとする。

## 7 指導期間中及び解除後の指導の徹底

問題行動等に伴う生徒の指導に関しては、生徒の立直りを図るため、効果的な指導となるよう以下の点に留意する。

- (1) 問題行動等に伴う停学期間中又は教育的指導の指導期間中は、規程に基づいて、計画的かつ継続的に該当の生徒に対して指導を行う。
- (2) 指導の記録を綿密にとり、その後の指導の改善に役立てる。
- (3) 停学期間中又は教育的指導の指導期間中における指導状況については、教職員間で適宜情報交換を行い、生徒の状況把握に努める。
- (4) 懲戒処分の停学又は教育的指導の自宅謹慎若しくは学校内謹慎においては、保護者等との連絡を密にし、該当の生徒の反省を促すとともに精神面での安定を図り、また、学習面での補充を適切に行うことで、学習への意欲を喚起するよう配慮する。

- (5) 教育的指導の自宅謹慎又は学校内謹慎の期間中に行われる定期考査などについては、生徒の状況を踏まえ、別室で試験を受けさせるなど可能な範囲で通常の扱いとする。
- (6) 教育的指導の自宅謹慎及び学校内謹慎については、反省状況が不十分であることを理由に謹慎期間をむやみに延ばすことがあってはならない。
- (7) 生徒の人権や個人情報の保護の観点から、該当の生徒への指導内容に関する情報が漏洩することのないよう留意する。
- (8) 懲戒処分 of 停学の解除後又は教育的指導の解除（自主退学を除く。）後においても、該当の生徒に対して必要に応じて適切な指導を継続し、学校生活に対する前向きな姿勢を導くよう配慮する。

## 8 その他

生徒指導における懲戒等に関する相談窓口を県教育委員会事務局高等学校課内に設けることとする。

相談窓口	県教育委員会事務局高等学校課指導担当
電	話 0857-26-7916
ファクシミリ	0857-26-0408

県教育委員会は、生徒や保護者等から相談を受けた場合には、速やかに当該学校を通して事実確認等を行い、必要に応じて学校に指導・助言を行うとともに、その結果を該当の生徒や保護者等に連絡することとする。

また、相談窓口では、学校からの相談や照会等にも対応することとする。

### Ⅲ 問題行動等に対する生徒指導の懲戒処分や教育的指導の手順

生徒の問題行動等の発生から懲戒処分の停学の解除又は教育的指導の解除（自主退学を除く。）までの流れの一例

①生徒の問題行動等の発生	番号 主 注 意 点
↓	① ○生徒の問題行動等の発生後、教員間での共有、管理職への報告により、組織的に対応を検討する。
②事実の確認	② ○該当生徒・関係生徒や保護者等から個別に、速やかに事実確認を行う。 ○必要に応じて関係機関等からも状況確認を行うなど、多面的かつ十分な事実確認を行う。 ○事実確認は複数の教職員が教育的観点に立って行う。 ○個人情報の保護に十分留意し、該当生徒の人権が侵害されないようにする。
↓	③
③保護者への連絡	③ ○該当生徒・関係生徒の保護者等と連絡を取り、概要を説明する。
↓	④
④弁明の機会を保障	④ ○該当生徒等に対し弁明の機会を保障した上で、事実を明確にすることにより、一方的な事実確認に基づく懲戒処分や教育的指導に至ることがないようにする。
↓	⑤
⑤弁明についての検討	⑤ ○弁明内容を検討する。 ○新たな事実が判明した場合は、速やかに確認する。
↓	⑥
⑥指導方法等の検討	⑥ ○指導方法等について十分に検討・協議する。 ○必要に応じて、学校問題に関する法律相談窓口等を活用する。 ○確認した事実に基づき、規程に照らして、個別に検討する。 ○必要に応じて、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関等の意見も参考にする。
↓	⑦
⑦指導方法等の決定	⑦ ○職員会議や生徒指導委員会等での協議をもとに、最終的に、校長が教育的観点から生徒の立直りを期した最良の指導方法等を決定する。 ○複数の生徒に処分や指導等が及ぶ場合には、個々の状況に合った措置を行うとともに、不公平感が生じることがないように留意する。
↓	⑧
⑧懲戒処分又は教育的指導の告知	⑧ ○懲戒処分や教育的指導の内容の告知は、校長が該当生徒・保護者等に対して行う。 ○該当生徒・保護者等に対して、懲戒処分・教育的指導の内容等を十分に説明する。 ○この際、再度弁明の機会を与える場合もある。
↓	⑨
⑨懲戒処分又は教育的指導の実施	⑨ ○規程に基づいて、計画的かつ継続的に指導を行う。 ○指導の記録を綿密にとり、その後の指導の改善に役立てる。 ○教職員間で適宜情報交換を行い、生徒の状況把握に努める。 ○該当生徒に対して、保護者等との連絡を密にし、反省を促すとともに精神面での安定を図り、また、学習面での補充を適切に行うことで、学習への意欲を喚起するよう配慮する。 ○該当生徒への指導内容に関する情報が漏洩することがないように留意する。
↓	⑩
⑩懲戒処分又は教育的指導の解除	⑩ ○懲戒処分・教育的指導の解除は、指導内容、生徒の生活状況、反省の様子、保護者等の考え等を踏まえ、職員会議及び生徒指導委員会等で十分に協議し、校長が決定する。 ○解除の告知は、校長が該当生徒及び保護者等に対して行う。 ○解除後においても、必要に応じて適切な指導を継続する。

## IV その他の生徒指導に関する主な問題等について

### 1 いじめ問題について

- (1) 平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、同年9月から施行された。法の成立は、いじめ防止に社会総がかりで取り組む決意を示すと同時に、いじめが児童生徒の自浄作用や学校の教育的指導に頼るだけでは解決が難しいほどに深刻化し、制御のために法的介入が行われることになったものと捉えることができる。その意味において、法制化は、学校におけるいじめ対応に大きな転換を迫るものであると受け止める必要がある。なお、いじめの定義は、以下のとおり規定されている。

#### 【平成17年度調査までの定義】

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。



#### 【平成18年度調査からの定義】

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。



#### 【平成25年度調査からの定義】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- (2) いじめの認知については、次の事例を参考にすること。軽微と捉えがちな行為が積み重なって重大事態に至ることがあるため、各学校では、軽微な事案も、ルールに従い、いじめ対策組織へ報告し、情報が組織的に共有される必要があることに留意すること。

#### <事例>

Aさんは、同じクラスのBさんに、いきなり頭を叩かれた。Aさんは泣きながら担任のところへ駆け寄り、「Bさんに叩かれた」と訴えた。

担任は、Bさんに事実確認したところ、Aさんを叩いたことを認めたため、厳しく注意した。AさんがBさんに叩かれたのは、後にも先にもこの日だけである。

- Q1 Bさんの行為は、いじめ防止対策推進法という「いじめ」に該当するか？  
→ (答) 該当する
- Q2 担任は、本件を学校のいじめ対策組織へ報告すべきか？  
→ (答) 報告しなければならない
- Q3 学校は、本件を問題行動等調査におけるいじめの認知件数として計上すべきか？  
→ (答) 計上しなければならない

(3) いじめ防止対策推進法の成立(平成25年6月28日公布、9月28日施行)により、各学校は、学校いじめ防止基本方針の策定及びいじめ防止対策のための組織の設置が義務づけられたことに留意すること。

(4) ネットいじめ等への対応に関して、学校における携帯電話等情報端末の取扱方針を明確にするとともに、情報モラル教育の充実に取り組むこと。

(5) 生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めること。

## 2 児童虐待の防止等について

(1) 児童虐待の定義は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類に分類される。(詳細は「児童虐待防止対策」(厚生労働省HPに掲載))

(2) 虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、主観的に児童虐待があったと思われる場合は、通告義務が生じることに留意すること。

なお、市町村等へ定期的又は緊急に情報提供を行った場合は、その写しを高等学校課長あてで提出すること。

(3) 連続して欠席し連絡が取れない生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある生徒の安全確保について、学校における組織的な対応のための体制を整備するとともに、「学校における早期対応について【指針】」(平成27年3月31日付26文科初第1479号文部科学省初等中等教育局長通知 別添参照)を踏まえ、円滑な対応が行えるよう備えること。

## 3 生徒の自死予防について

「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」及び「子供に伝えたい自殺予防(学校における自殺予防教育導入の手引)」を参考に、自死予防教育に取り組むこと。

## 4 体罰問題への対応について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、教職員等は、生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。

このことを徹底するとともに、適切な指導により生徒が安心して学ぶことができる体罰のない学校づくりを進めるために「体罰防止のためのハンドブック」（平成 29 年 8 月 3 日付第 201700095530 号鳥取県教育委員会教育長通知）を活用すること。

## 5 交通安全（自転車関係）への対応について

- (1) 自転車を運転する場合は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び鳥取県道路交通法施行細則（昭和 35 年鳥取県公安委員会規則第 8 号）を遵守するよう指導すること。
- (2) 登下校時をはじめとする自転車の安全利用推進について、警察等と連携した自転車交通安全教室の開催等、交通安全教育を推進すること。

## 6 不登校生徒への対応について

不登校生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すように支援を行う必要があること。

## 7 インターネット・携帯電話に関わる問題への対応について

- (1) インターネットには、匿名性、拡散性などの特徴があり、生徒へ指導や啓発を行う際には、こうした特質を十分に把握しながら進めること。
- (2) インターネットの問題は、トラブルが起きてしまうと完全に解決することが極めて難しいため、未然防止を含めて、対策を講じるための体制を事前に整えておくこと。
- (3) インターネットの問題については、学校だけで取り組むことは難しく、それぞれの関係機関等と連携しながら、「チーム学校」として対策を進めること。
- (4) 違法投稿（著作権法違反、薬物等）、ネット上の危険な出会い、ネット詐欺、児童買春・児童ポルノ禁止法違反（自画撮り被害等）などの法的な対応が必要な指導については、加害、被害を問わず、警察等の専門家に早急な対応を求めること。
- (5) インターネットに関する問題を把握した場合、該当の生徒の被害拡大を防ぐことを最優先すること。まず該当の生徒及び保護者等と一緒に解決していく姿勢を示すことが重要である。

## 8 性に関する課題への対応について

- (1) 性に関する課題への対応では、関連する法律などの理解や人権に配慮した丁寧な関わり、生徒が多様性を認め、自分と他人を尊重することができ、安心して過ごせる環境や相談しやすい体制の整備、それらを支える「チーム学校」として組織づくりを進めることが求められる。

(2) 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。

(3) 生徒が生命（いのち）を大切にし、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」の推進を図ること。

## 9 関連する通知等について

(1) 問題行動に対する生徒指導に関連する通知等（「Ⅰ～Ⅲ」関連）

- ・児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について（平成 18 年 6 月 5 日付 18 初児生第 12 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）
- ・問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（平成 19 年 2 月 5 日付 18 文科初第 1019 号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・高等学校における生徒への懲戒の適切な運用について（平成 20 年 3 月 10 日付 19 初児生第 37 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）
- ・高等学校における生徒への懲戒の適切な運用の徹底について（平成 22 年 2 月 1 日付 21 初児生第 30 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）
- ・公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について（平成 30 年 3 月 29 日付 29 初児生第 1791 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長及び健康教育・食育課長通知）
- ・府中町における自殺事案を踏まえた対応について（平成 28 年 11 月 30 日付文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）
- ・高等学校中退時等進路未定者の情報共有及び自立支援事業実施要綱の制定について（令和 2 年 5 月 29 日付鳥取県子育て・人財局、鳥取県教育委員会教育長通知）
- ・校則の見直し等に関する取組事例について（令和 3 年 6 月 8 日付事務連絡文部科学省初等中等教育局児童生徒課）

(2) いじめ問題に関連する通知等（「Ⅳの 1」関連）

- ・いじめ問題への取組の徹底について（平成 18 年 10 月 19 日付 18 文科初第 711 号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・「文部科学大臣からのお願い」について（平成 18 年 11 月 17 日）
- ・いじめの実態把握及びいじめ問題への取組の徹底について（平成 22 年 11 月 9 日付 22 文科初第 1173 号文部科学大臣政務官通知）
- ・いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）
- ・平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて（平成 27 年 8 月 17 日付 27 初児生第 26 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長依頼）
- ・「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」について（平成 28 年 11 月 2 日付事務連絡文部科学省初等中等教育局児童生徒課）

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（平成 29 年 3 月 16 日付 28 文科初第 1648 号文部科学省初等中等教育局長、生涯学習政策局長、高等教育局長通知）
- ・いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（平成 28 年 3 月 18 日付 27 初児生第 42 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）
- ・いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について（平成 30 年 3 月 26 日付 29 初児生第 42 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）
- ・「いじめ対策に係る事例集」の公表について（平成 30 年 9 月 25 日付事務連絡文部科学省初等中等教育局児童生徒課）
- ・いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（令和 5 年 2 月 7 日付 4 文科初第 2121 号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について（平成 20 年 7 月 25 日付 20 文科初第 49 号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・学校における携帯電話の取扱い等について（令和 2 年 7 月 31 日付 2 文科初第 670 号文部科学省初等中等教育局長通知）

### （3）児童虐待の防止等に関連する通知等（「IVの2」関連）

- ・児童虐待の防止等のための学校、教育委員会の的確な対応について（平成 22 年 3 月 24 日付 21 文科初第 777 号文部科学大臣政務官通知）
- ・連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（平成 27 年 3 月 31 日付 26 文科初第 1479 号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・「児童生徒の安全に関する緊急確認調査の結果を踏まえた措置に係る調査」の結果について（平成 27 年 4 月 24 日付 27 文科初第 242 号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について（平成 27 年 7 月 31 日付 27 文科初第 335 号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について（平成 31 年 2 月 28 日付府子本第 189 号及び 30 文科初第 1616 号、子発 0228 第 2 号、障発 0228 第 2 号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ・学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（平成 31 年 2 月 28 日付府子本第 190 号及び 30 文科初第 1618 号、子発 0228 第 3 号、障発 0228 第 3 号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

- ・「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた対応について（平成 31 年 3 月 19 日付 30 初児生第 27 号文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長及び初等中等教育局児童生徒課長通知）
- (4) 生徒の自死予防に関連する通知等（「IVの3」関連）
- ・「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアル（平成 21 年 3 月）
  - ・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成 22 年 3 月）
  - ・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」改訂について（平成 26 年 7 月 1 日付 26 文科初第 416 号文部科学省初等中等教育局長通知）
  - ・「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」（平成 26 年 7 月）
  - ・池田町における自殺事案を踏まえた生徒指導上の留意事項について（平成 29 年 10 月 20 日付 29 初児生第 28 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）
  - ・児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について（平成 30 年 8 月 31 日付事務連絡文部科学省初等中等教育局児童生徒課及び厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室）
  - ・児童生徒等に向けた自殺予防に係る文部科学大臣のメッセージについて（令和 3 年 5 月 10 日付事務連絡文部科学省初等中等教育局児童生徒課長）
  - ・児童生徒の自殺予防に係る取組について（令和 4 年 6 月 24 日付 4 初児生第 13 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）
  - ・児童生徒の自殺予防について（令和 5 年 2 月 28 日付 4 初児生第 31 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）
- (5) 体罰問題への対応に関連する通知等（「IVの4」関連）
- ・体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（平成 25 年 3 月 13 日付 24 文科初第 1269 号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
  - ・体罰根絶に向けた取組の徹底について（平成 25 年 8 月 9 日付 25 文科初第 574 号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- (6) 交通安全（自転車関係）への対応に関連する通知等（「IVの5」関連）
- ・自転車指導警告票の情報を活用した交通安全教育の推進について（平成 27 年 8 月 31 日付 27 ス学健第 35 号文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知）
  - ・令和 3 年度文部科学省交通安全業務計画の送付について（令和 3 年 3 月 30 日付事務連絡文部科学省総合教育政策局、男女共同参画共生社会学習・安全課）

(7) 不登校生徒への対応に関連する通知等（「IVの6」関連）

- ・高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について（平成 21 年 3 月 12 日付 20 文科初第 1346 号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の積極的な対応について（平成 27 年 12 月 28 日付事務連絡 文部科学省初等中等教育局児童生徒課）
- ・不登校児童生徒への支援の在り方について（令和元年 10 月 25 日付元文科初第 698 号文部科学省初等中等教育局長）

(様式例)

懲戒処分書

鳥取県立  
課程  
(氏名)

高等学校  
科 第 学年

上記の者、鳥取県立高等学校学則第31条(○)により○○とする。

( )内の記載について、退学処分の場合は、その要件が各号のいずれに該当するか必ず明記する。ただし、停学及び訓告処分の場合は記載しない。

年 月 日  
鳥取県立 高等学校長 印

期間 ○○年○○月○○日～○○月○○日(○○日間)  
※懲戒のうち、停学を行うときは、期間を示すこと。

(様式例)

番 号  
○年○月○日

鳥取県教育委員会教育長 様

学 校 名  
学校長氏名

印

### 生徒の懲戒処分報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

- 1 懲戒の種類
- 2 懲戒を行った生徒（課程・学年・氏名・性別）
- 3 懲戒を行った理由
- 4 懲戒を行った内容  
(○年○月○日付退学、○年○月○日から○年○月○日まで停学 等)
- 5 懲戒を行った生徒の指導経過

内容

- ・指導した年月日 ・指導に当たった者（担任等）とその内容
- ・保護者への対応の場合は、応対者（父、母等）とその内容
- ・関係機関との連携とその内容等

- 6 学校長所見

## おわりに

生徒指導とは、生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育的活動です。そして、生徒指導は、生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的としています。生徒指導の目的を達成するためには、生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要であり、生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を獲得することが目指されます。

この実現のためには、「懲戒」や「教育的指導」など問題行動等の事後対応のみに目を向けるのではなく、一人一人の生徒についての理解の深化を図るとともに、教員と生徒の信頼関係を築くことを、生徒指導の根幹として捉えることが重要です。

社会が複雑化している今日では、生徒による問題行動等を多面的に捉え、その背景にある事象を十分に探究し、個々の生徒に応じた指導がなされることが、より一層必要になってきています。そうした事象に的確に対応していくためには、教職員個々の生徒理解及び生徒指導における資質の向上とともに、学校全体としての組織的な対応が求められています。

「生徒指導等に関するガイドライン」は、前述のとおり、「生徒指導提要」の改訂を踏まえて一部改訂し、望ましい学校づくりの一助となることを期待するものです。

生徒の問題行動等に関して、未然防止に努めるとともに、生徒の成長を促すという教育的観点からの適切な指導が、引き続きすべての学校で行われ、学校生活がすべての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを願っています。